

第3回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会 次第

日時：令和5年7月26日（水）19：00～

場所：市役所本庁舎 C311～C312

1 開会

2 教育長あいさつ

3 報告事項

(1) 飯田市平和祈念館への職員配置について（資料 No. 1）

(2) 第2回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会が出た主な意見（資料 No. 2）

(3) 資料のキャプション変更について（資料 No. 3）

4 協議事項

展示パネルについて（資料 No. 4）

5 その他

6 閉会

裏面あり

(1) 飯田市平和祈念館設立趣旨

飯田市は昭和五九年六月二八日に「非核平和都市宣言」を行い、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないため、平和憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を将来ともに尊重し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成を目指しています。

飯田市平和祈念館は、戦争の悲惨さや、平和の大切さを学び、戦争の現実を語り継ぐことにより、平和な社会が続くことを切望する、多くの市民の願いによって開館されました。

ここに展示・保管されている数多くの平和資料は、実際に戦争を体験された皆さんが身に着けた物や、使用していた品々です。いずれもご本人やご遺族から寄贈・寄託された貴重な資料です。

私たちは、この平和祈念館において、平和資料を通して戦時下の悲惨で過酷な状況を学ぶとともに、当地域の満蒙開拓の歴史を始めとした内外の「戦争の惨禍」の真実から、一人ひとりが「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」を考え、次世代に平和の大切さを語り継ぎます

(2) 展示内容の基本的な考え方

- * 展示内容については、飯田市が責任を負うものとする。
- * 学術研究の成果に依拠し、歴史史料としての根拠、出典が明確なものを展示する。
- * 市民が、平和の大切さや尊さについて、自ら主体的に学び、考えることができる展示内容にする。
- * 戦争の歴史を、多角的に学ぶことができる展示内容とし、戦争によって残された遺族が責められることのない展示とする。
- * 小学生から高校生までの学校での学習を基礎にして、子どもの発達段階に即して、「主体的で、対話的な、深い学び」が可能となる展示内容とする。
- * 住民との対話・交流等のコミュニケーションを継続的に深め、住民の合意を得ることが可能となる「公共空間」にふさわしい展示内容をめざす。
- * 基本的人権を尊重した展示内容とする。特に著作権の侵害がないことや、個人情報への配慮を行うものとする。

飯田市平和祈念館への職員の配置について

第1回平和祈念館展示・活用検討委員会において委員の皆様から祈念館の活用を図るために人を配置し、展示のガイドや資料の教材化などを進めるべきとのご意見をいただいております。また同様のご意見を平和祈念館を見学された皆様のアンケートでも頂戴しています。このようなご意見を受けて、令和5年4月から職員3名(男性2名、女性1名)を配属しました。

1 担う業務

(1) 平和祈念館の案内

原則として平日午前9時から午後4時までの間、職員が在席して案内ができる体制をとっています。在席状況は、飯田市ホームページで確認できるようにしています。

ア 当日案内を希望の方

案内対応の職員が在席している場合は、祈念館入口の呼び出しブザーで呼び出していただければ案内をさせていただきます。ただし、別の方を案内している場合はお待ちいただく場合もあります。事前に申し込みいただくと確実です。

イ 団体(5人以上)での案内を希望の方、

土日祝日など職員の勤務日以外の案内を希望の方

事前の申し込みをお願いします。事前申込は案内を希望する日の5日前(土日、祝日を除く)までにお申し込みください。なお、ご希望に添えない場合もありますのでご承知おきください。

(2) 収集した未整理資料の整理と活用

未整理資料を整理し、小中学校での国語や社会などの教材としての活用を検討していきます。また、公民館等社会教育における平和学習の教材としての活用もあわせて検討をすすめます。

第2回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会が出た主な意見（3月28日開催）

いただいた主な意見

- ・教育委員会が正確を期すことや客観的な事実を知らせるため、示された展示パネル（素案）になっているということはわかる。
- ・限られた展示スペースの中での展示のため、二次元コードを読み取り学習することは賛成。また、二次元コードでの対応により押し付けにらず、学ばせたいというより、何を学んでほしいのか、見学に来た方が何を学び取っていくのか、子どもたち、あるいは見に来た方が自分で感じて、自分で学び取っていくような、展示にしていくことは大事。
- ・過去に広島記念館に蠟人形が展示してあったが、何も知らずに入場し、インパクトが強くトラウマを抱えてしまうこともあったと聞いている。調べたい人が二次元コードを読み取り学習することは良いと思う。現在のパネル内容だと難しいため、二次元コードを読み込んだwebサイトにわかりやすい文章があるといい。
- ・子どもたちにとっては資料の説明も大事だが、自分事してどのように考えて、戦後78年間大きな争いごとに巻き込まれなかった自分たちがもし巻き込まれたら、どんなふうになるのかというところを考えながら、発展的に平和を守る、平和を繋げるような学習になるといいと思う。客観的に資料を提示することは、説得力もあると思う。調べ学習として、子どもたちが731部隊に関する判決があることを知り、じゃあ次のことを調べてみようというように、発展的に学んでいけるようになるといい。
- ・固くて難しい表現の裁判所の判決文がいきなり書いてあると理解しにくいのではないかな。
- ・示された展示パネル（素案）では小学6年生では内容が難しくわからない。
- ・平和資料収集委員会が作成した説明パネルを検討会へ提示して、示された展示パネル（素案）と比較してほしい。
- ・731部隊から部隊の物を持ち帰った人達がどんな証言をしているかここを考えていく、知っていくことが大事だと思う。
- ・コンセプトが大事になってくると思う。この展示をどういう願いで作るのかがある程度絞り込んでまとまっていると、それだったらこうした方がいいのではないかと意見が角度的に言える。
- ・731部隊から何を学ぶのかを議論し、そのために何を展示したらいいか。そのためには何が必要かそういった所から考えた方がいい。731部隊に関して、いきなり残酷なことがあったと押し付けるのではなく、731部隊の目的や、軍隊の中での位置付け、なぜあのようなことになったのかとアプローチの仕方を考えてはどうか。公共的な施設という中で、どういったアプローチをしていったらいいのかを考えていければいい。
- ・遺品がどのような経緯で展示されているか正確に展示してほしい。
- ・平和祈念館で視聴できる動画を見られるようにしたらどうか。

現在の展示

1 731部隊員がもちかえった物品

3 731部隊の部隊員が
持ち帰った医療器具
久保田昇氏 寄贈

4 731部隊の部隊員が
学んだ医学書
本文中に書き込みがされている
久保田昇氏 寄贈

2 731部隊員の名簿
731部隊隊員名簿
久保田昇氏 寄贈

関東軍731部隊戦後委員会
名簿 No.1
昭和35年2月5日

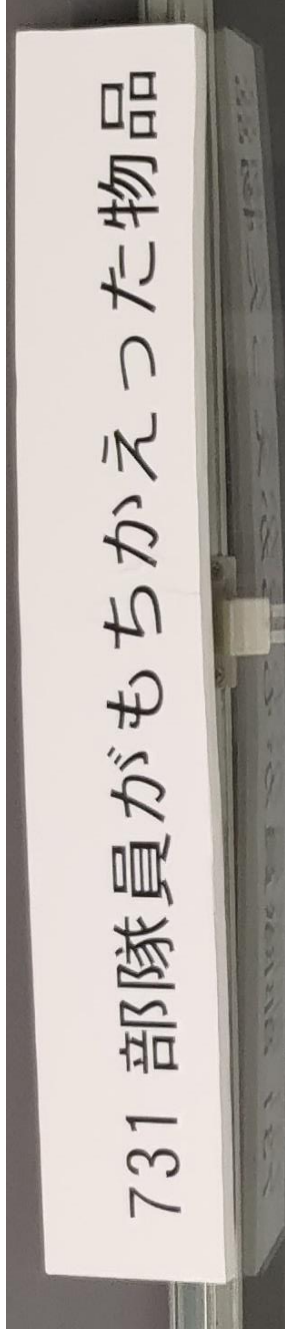
近世病理学組織検査術式

簡明内科学 下巻

人体解剖学

簡明内科学 上巻

①現在の展示



①変更案

26.5 cm+左右 1.5~2 cm

この展示品は、飯田市出身で731部隊に所属していた元部隊員から久保田昇氏が寄贈を受け、その後、久保田昇氏の申し出により飯田市が寄贈を受けて展示している物です。

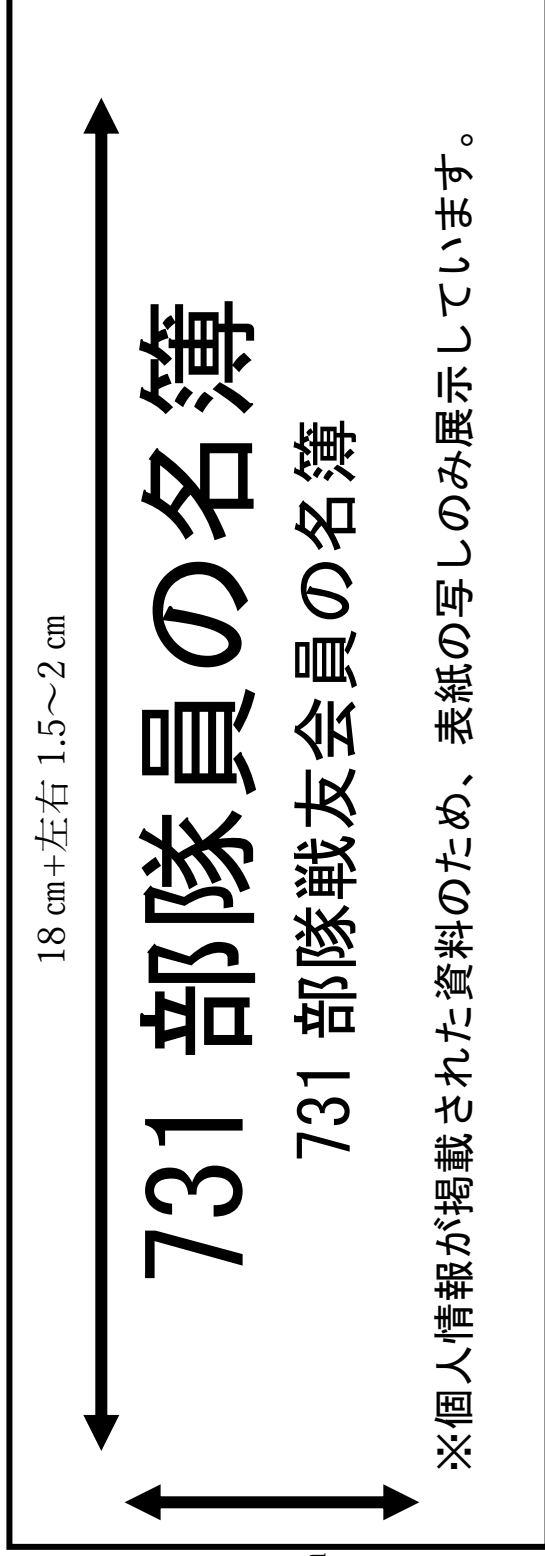
12.5 cm

+上下 1.5~2 cm

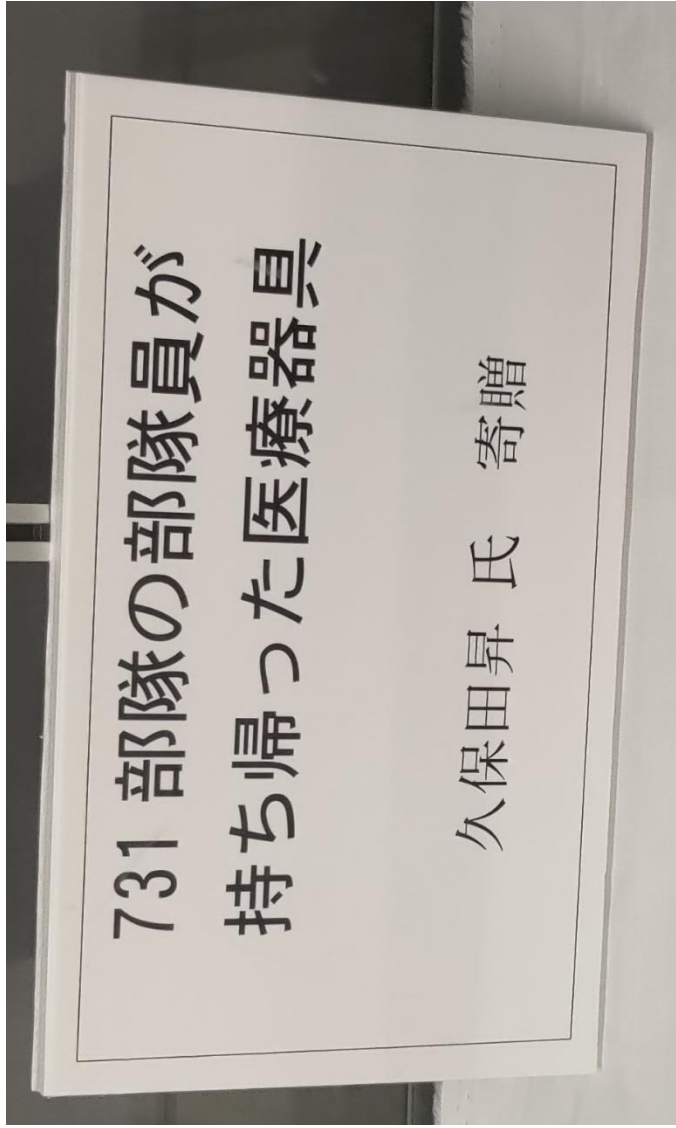
②現在の展示



②変更案



③現在の展示



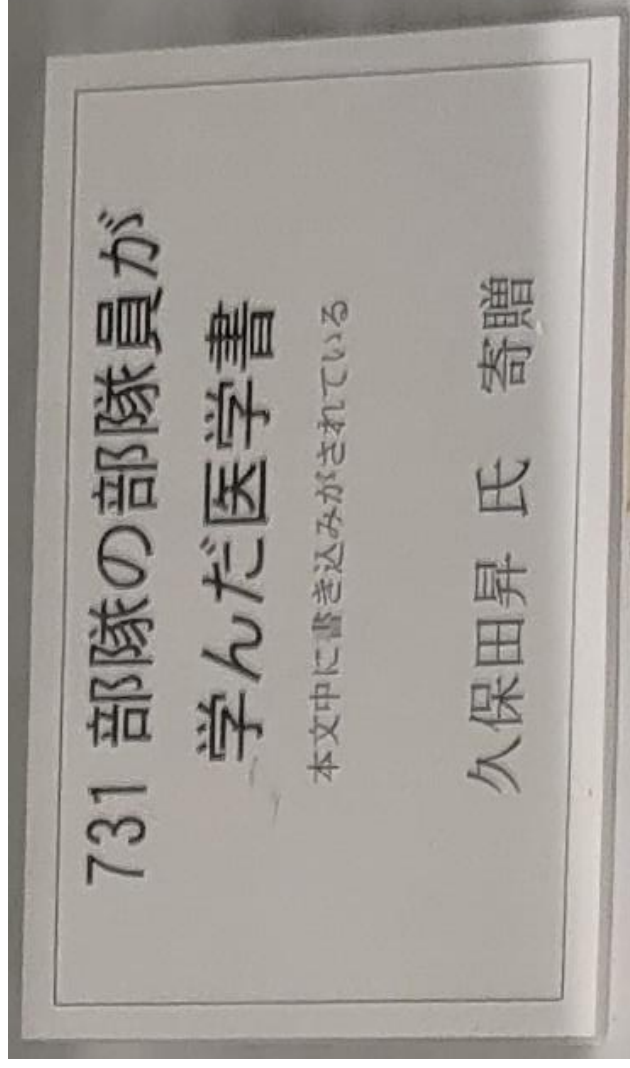
③変更案

5 cm
+上下 1.5~2 cm

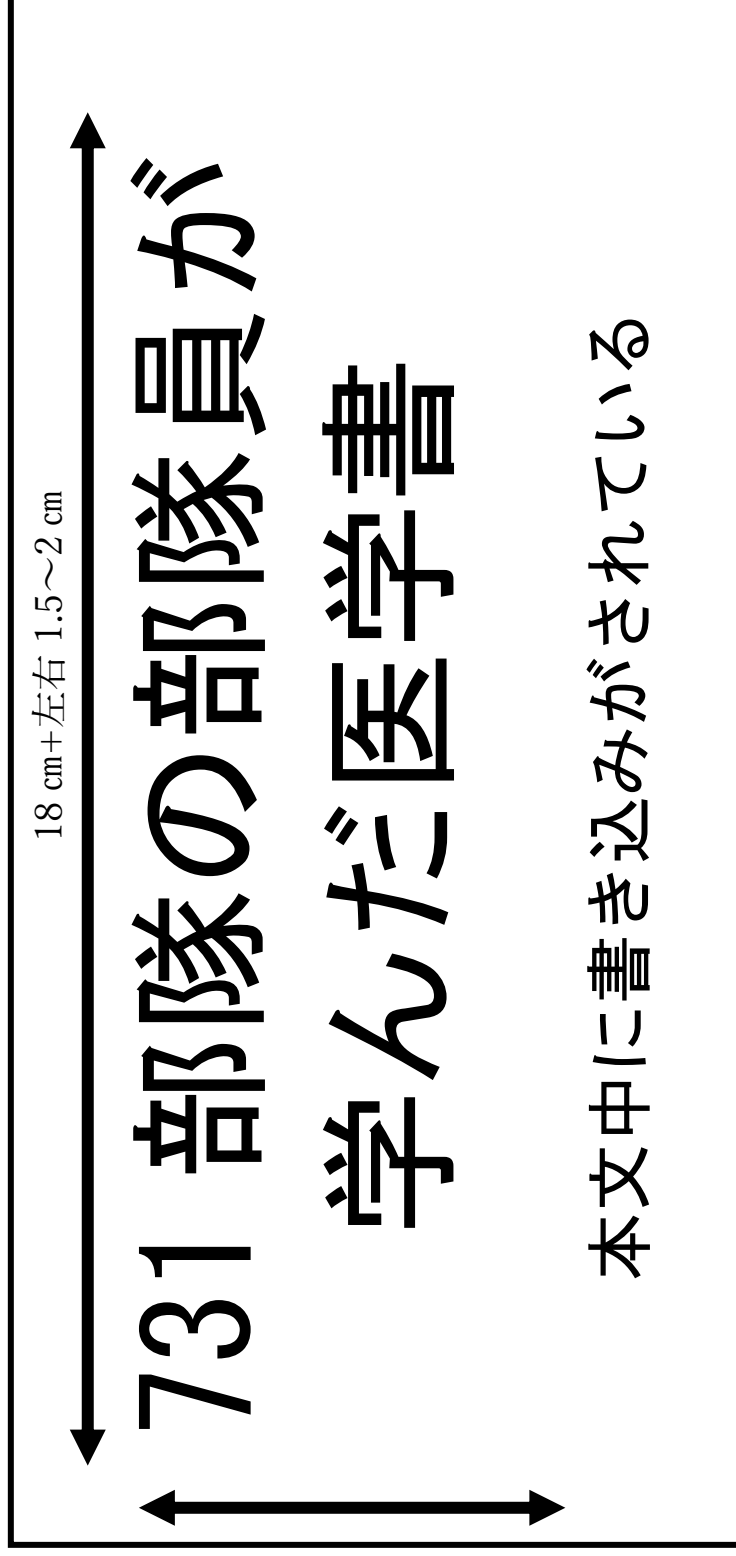
18 cm+左右 1.5~2 cm

731部隊の部隊員が
持ち帰った医療器具

④現在の展示



④変更案



731 部隊

731部隊は、中国東北部のハルビン郊外（注1）に本部を置き、細菌兵器の研究、開発、製造を行った部隊です。この部隊は細菌兵器の研究、開発の過程において各種の人体実験（注2）を行いました。

以下には、裁判所の判決文から、731 部隊の理解につながる部分をぬきだして書き記します。

～前略～

731部隊の前身は、昭和11年(1936年)に編成された関東軍防疫部（注3）であり、これが昭和15年(1940年)に関東軍防疫給水部に改編され、やがて731部隊の名で呼ばれるようになった。同部隊は、昭和13年(1938年)ころ以降中国東北部のハルビン郊外の平房（注4）に広大な施設を建設してここに本部を置き、最盛期には他に支部を有していた。同部隊の主たる目的は、細菌兵器の研究、開発、製造であり、これらは平房の本部で行われていた。また、中国各地から抗日運動（注4）の関係者等が731部隊に送り込まれ、同部隊の細菌兵器の研究、開発の過程においてこれらの人々に各種の人体実験を行った。 ～以下略～

東京地方裁判所 平成 14 年8月 27 日判決
事件番号:平成9年(ワ)第 16684 号・平成 11 年(ワ)第 27579 号より

731 部隊本部の位置 (ハルビン)



Map data@2023 Google
地図データ@2023 Google

注1)細菌兵器;病原菌または有毒な細菌やウイルスなどを散布する兵器。
注2)人体実験;生きている人間に対する実験。
注3)関東軍;満州(中国東北部)を支配することを目的にとどまっていた日本陸軍の部隊。
注4) 抗日運動;戦争中の日本の経済、政治、軍事的な進出に対する中国国民の抵抗運動。

731部隊については、戦後日本において長い間その存在が知られていませんでした。80年代に入って、ようやくその全ぼうが学問的にも明らかになりました。しかしながら、まだまだ研究途上（注5）にあり、731 部隊をめぐる、社会的にも様々な意見が存在しています。また教科書における 731 部隊の記述のありようや、被害者遺族の補償（注6）をめぐる裁判も起こされました。こうした状況をふまえて、裁判で事実として認められた内容を同部隊を理解する入口として紹介します。こうした内容を基にして、みなさん自身が 731 部隊についての理解をさらに深めていただければと思います。



見本
2次元コードよりアクセスしたウェブサイト、判決文を掲載しています。

事件番号：平成9年（ワ）第16684号・平成11年（ワ）第27579号

以下、判決文の抜粋。

（前略）

(3) そこで、上記(2)の前段の判断基準に基づき本件における国会の立法不作為の違法の有無を検討することとするが、その前提として、必要な範囲で、原告らの主張する本件細菌戦の事実の有無についてみておくこととする。

ア この点については原告らが立証活動をしたのみで、被告は全く何の立証（反証）活動もしなかったため、本件において事実を認定するにはその点の制約ないし問題がある。また、本件の実事関係は、多方面に渡る複雑な歴史的事実に係るものであり、歴史の審判に耐え得る詳細な事実の確定は、最終的には、無制限の資料に基づく歴史学、医学、疫学、文化人類学等の関係諸科学による学問的な考察と議論に待つほかはない。しかし、そのような制約ないし問題があることを認識しつつ、当裁判所として本件の各証拠を検討すれば、少なくとも次のような事実は存在したと認定することができる（認定に供した証拠は、省略。）。

（中略）

(ア) 731部隊の前身は、昭和11年（1936年）に編成された関東軍防疫部であり、これが昭和15年（1940年）に関東軍防疫給水部に改編され、やがて731部隊の名で呼ばれるようになった。同部隊は、昭和13年（1938年）ころ以降中国東部のハルビン郊外の平房に広大な施設を建設してここに本部を置き、最盛期には他に支部を有していた。同部隊の主たる目的は、細菌兵器の研究、開発、製造であり、これらは平房の本部で行われていた。また、中国各地から抗日運動の関係者等が731部隊に送られ、同部隊の細菌兵器の研究、開発の過程においてこれらの人々に各種の人体実験を行った。中国各地には他にも同様な部隊が置かれたが、その中で有力な部隊が南京に置かれていた中支那防疫給水部（「栄1644部隊」又は「1644部隊」）である。

（証拠略）

(イ) 1940年（昭和15年）から1942年（昭和17年）にかけて、731部隊や1644部隊等によって、次のa, f, g, hのとおり中国各地に対し細菌兵器の実戦使用（細菌戦）が行われた。

a 衢県（衢州）

(a) 1940年（昭和15年）10月4日午前、日本軍機が衢県上空に飛来し、小麦、大豆、粟、ふすま、布きれ、綿花などとともにペスト感染ノミ（小袋に入ったものもあった。）を空中から撒布した。当日午後には、県知事の指示で、住民を総動員して散乱している投下物の収集・焼却が行われた。

(b) 10月10日以降、上記の投下物のあった地域で病死者が出始め（ただし、その病気がペストかどうかは確認されていない。）、同じころからネズミの死体が続々と発見されるようになった。11月12日にペスト患者が初めて確認され、投下物のあった地域においてペスト患者が多発した。

衢県で11月12日以降に発生したペストは、日本軍機が投下したペスト感染ノミがネズミにペストを流行させ、これがヒトに感染したものと考えるのが合理的である。

(c) 1940年（昭和15年）末までに当局に報告されたペストによる死者は24人であった。しかし、ペスト患者は、家族がこれを秘匿したり、隔離されることなどを恐れて逃亡するよ

うなこともあって、病死者の実数はこれを上回るものとみられる。なお、証人K1は、衢州細菌戦の被害者が1501人に上るとしている。また、衢県でのペストは、次のbからeまでのようにその周辺の地域にも伝播し、大きな犠牲をもたらした。

(証拠略)

b 義烏

(a) 1941年(昭和16年)9月、衢県に流行していたペストに感染した鉄道員が義烏に戻って発病し、これをきっかけに義烏においてペストが流行した。

(b) ペストは、義烏からさらに周辺の農村へ伝播していったが、原告32ら現地の被害調査会の調査によれば、義烏市街地におけるペストによる死亡者は309人に上るとされる。

(証拠略)

c 東陽

(a) 1941年(昭和16年)10月、義烏で流行していたペストが東陽県に伝播し、同所で流行した。

(b) 原告59によれば、同原告の住む歌山鎮では40人以上がペストで死亡したとされる。

(証拠略)

d 崇山村

(a) 江湾郷の崇山村は、北の上崇山村と南の下崇山村の2つに分れており、住宅は密集して建てられていた。しかし、上・下の区域を越えた人の交流はほとんどなかった。同村のペストは、1942年(昭和17年)10月から上崇山村で爆発的に流行し、死者が続出する事態となった。その後、12月上旬には上崇山村のペストはほぼ終結するようには見えたと見えたが、12月に入ると今度は下崇山村で死者が出るようになった。

このペストは、義烏に流行していたペストが伝播したものと考えられる。

(b) 崇山村のペストによる死者は、流行が終息する翌1943年(昭和18年)1月までに総計396人に上ったとされている。これは当時の崇山村の人口の約3分の1に当たる。

(証拠略)

e 塔下洲

(a) 崇山村で流行していたペストは、1942年(昭和17年)10月に塔下洲村に伝播し、同村で大流行した。

(b) 塔下洲村のペストによる死者は、約2か月の間に103人に及んだとされている。この死者は、当時の村全体の人口の約5分の1に当たる。

(証拠略)

f 寧波

(a) 1940年(昭和15年)10月下旬、日本軍機が寧波上空に飛来し、中心部の開明街一帯にペスト感染ノミ(後にインドネズミノミと鑑定された。)の混入した麦粒を投下した。

(b) 早くも10月29日にノミ等が投下された地域にペスト患者が出て、治療活動とともに防疫活動も活発に行われ、汚染区が封鎖され、消毒や家屋の焼却などが行われた。このような治療、防疫活動により、ペストは12月初めに最後の患者を出した後、終息した。このペスト流行は、主として、投下されたペスト感染ノミが直接ヒトを噛んでペストがヒトに感染したことによるものと考えられる。

(c) 時事公報による報道、国民政府中央防疫研究所長の報告書、治療に参加した医師等からの情報提供に基づく証人O1らの調査(証拠略)によれば、このペスト流行による死亡者で氏名が判明しているのは109人である。

(証拠略)

g 常德

(a) 1941年(昭和16年)11月4日、731部隊の日本軍機が常德上空に飛来し、ペスト感染ノミと綿、穀物等を投下し、これが県城中心部に落下した。

(b) 11月11日にはペスト患者が出始め、初発患者発生から約2か月間の1次流行で県城地区で8人の死亡患者が出た(当時の『防治湘西鼠疫経過報告書』による。)。ところが、約70日の間隔を置いて、1942年(昭和17年)3月から2次流行が起き、6月までに県城地区で合計34人の死亡患者が出た(同報告書)。

1次流行は投下されたペスト感染ノミが直接ヒトを噛んでヒトがペストに感染したものである可能性が高く、2次流行は、ペスト菌がそれに感染したネズミの体内で冬を越し、春の活動期にノミを介してヒトに感染した可能性が高いと考えられる。

(c) 1942年(昭和17年)3月以降、常德市街地のペストが農村部に伝播していき、各地で多数の犠牲者を出した。なお、「常德市細菌戦被害調査委員会」によれば、調査範囲は極めて広いが、常德関係のペストによる死亡者は7643人に上るとされている。

(証拠略)

h 江山

(a) 日本軍は、1942年(昭和17年)6月10日ころから江山県城を占領し、約2か月後に撤退したが、この撤退の際、コレラ菌を使用した細菌戦を実行した。その方法は、主として、井戸に直接入れる、食物(餅状のもの)に付着させる、果物に注射するなどというものであった。

(b) 江山の人々の中には、これらの食物等を飲食しコレラに罹患して死亡する人が発生した。原告172及び同175の最近の調査によれば、当時七斗行政村においてコレラで死亡したと考えられるのは合計37人であった。

(証拠略)

(ウ) これらの細菌兵器の実戦使用は、日本軍の戦闘行為の一環として行われたもので、陸軍中央の指令により行われた。

(後略)

判決文の全文URLもしくは二次元コードよりごらんください

(URL: https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=5795)



(平和資料収集委員会 PJ から提案のあったパネル案)

731部隊とは

731部隊とは、正式名「関東軍防疫給水部」のことで、中国東北部のハルピンに本部を置いた極秘の部隊である。主に殺人目的の細菌兵器開発の研究を行ない、人体実験なども行なっていた。

アジア・太平洋戦争当時、日本の医学界は軍部が進めていた中国などアジアへの侵略戦争に加担して、人道に反する医学犯罪をおかした。

日本の関東軍731部隊(関東軍防疫給水部、部隊長：石井四郎軍医中將)は、中国東北部ハルピン郊外の平房で、ペスト、コレラ、赤痢菌等を使った細菌兵器の開発にとりくみ、中国人・ロシア人・朝鮮人モンゴル人等3000人以上もの人を捉えてきて、実験材料(マルタ)として殺害するなど人道に反する医学犯罪を犯した。部隊の存在は極秘、敗戦時に証拠隠滅、施設は破壊し、残ったマルタはみな殺した。研究資料は、戦犯免責特権と交換

にアメリカに渡し、全員が戦犯を免れた。(ハバロフスク裁判(ソ連)の12人は除く)



731部隊のボイラー室、巨大な2本の煙突が残る



(平和資料収集委員会 PJ から提案のあったパネル案)

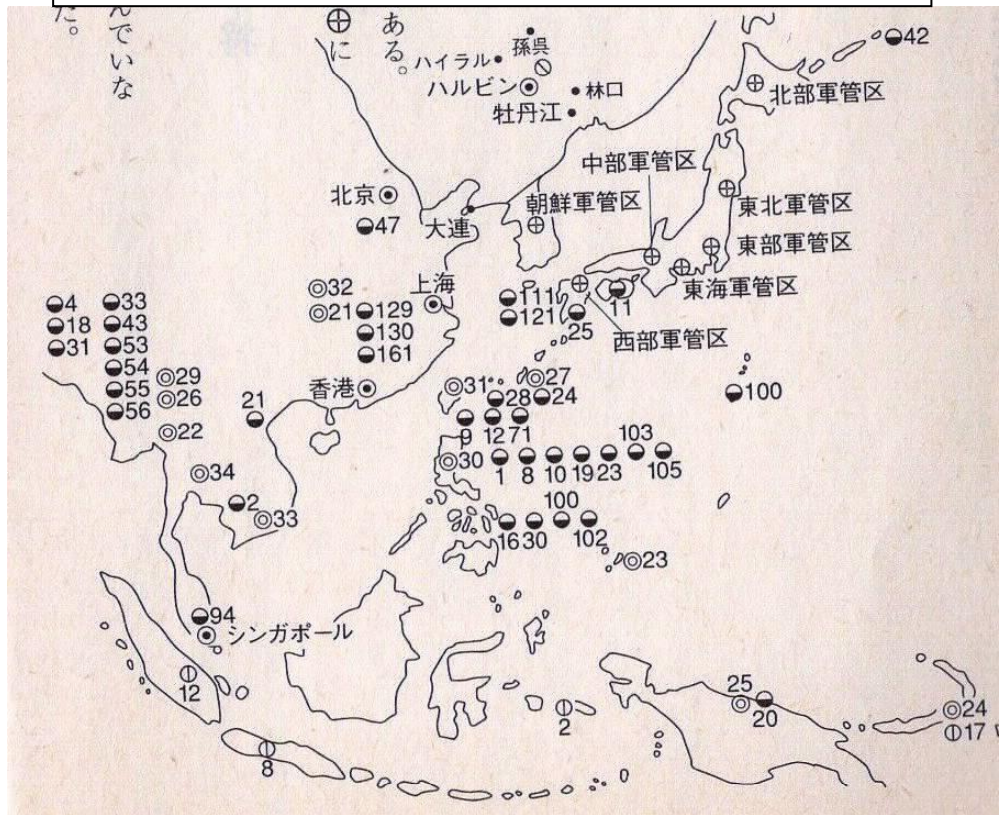
旧日本軍細菌戦部隊（731部隊）の研究場所

旧日本軍細菌戦部隊は、中国ハルピン郊外平房に本部を置き、中国に4軍、シンガポールに1軍の5軍がおかれた。「なぜ研究所を東京から中国に・・・」

研究場所

細菌戦部隊5軍
731部隊：ハルピン郊外平房
北支：北京
中支：南京
南支：広州
南方：シンガポール

防疫給水部の規模（防疫給水部の場所）



- 恒久的な防疫給水部本部（5）
- ◎野戦防疫給水部（軍）（13）
- 師団防疫給水部（39）：番号は師団の番号
- ⊕軍管区防疫給水部（7）

平房本拠地は、

80 km²、専用の飛行場をもち、呑龍爆撃機等 飛行機 11 機を所有していた。

731 部隊員は、3500 人～1 万人で、その期間は 1936 年から 1945 年の敗戦時までの 10 年間。

予算は、1000 万円（現在の価値に換算すると 約 30 億円）